

「航空従事者養成施設指定申請・審査要領」一部改正案 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
空乗第 1197 号 平成 12 年 10 月 11 日 (制定) <u>国空安政第 742 号 令和 8 年 6 月 30 日 (最終改正)</u> 航空従事者養成施設指定申請・審査要領 国土交通省航空局安全政策課 第 1 部～第 2 部 (略) 第 3 部 教育規程の記載要領 1. (略) 2. 教育規程の変更 (1) 教育規程の記載事項を変更しようとする場合であって、以下に掲げる場合には航空法施行規則第 50 条の 10 に基づき、教育規程 <u>(削る)</u> (変更に係る部分に限る。) 及び第 19 号の 8 様式の教育規程変更申請書を提出し、国土交通大臣の承認を受けること。なお、これらに該当しない場合であって、教育規程の記載事項を変更した場合には、航空法施行規則第 238 条の規定に基づく国土交通大臣への届出が必要となる。 ①～④ (略) (2)～(4) (略) 3. ～6. (略) 第 4 部 指定及び限定変更承認の方法並びに技能審査員の認定 1. 養成施設の指定及び限定変更承認 (1)～(3) (略) (4) CBTA プログラムの実施に係る承認 (略) ① 指定航空従事者養成施設が、既に指定を受けている課程において CBTA プログラムを開始しようとする場合は、航空法施行規則第 50 条の 10 の規定に従い、教育規程 <u>(削る)</u> 及び第 19 号の 8 様式の教育規程変更申請書を国土交通大臣あてに提出し、教育規程の変更の承認を受けること。この場合において、	空乗第 1197 号 平成 12 年 10 月 11 日 (制定) <u>国空安政第 2214 号 令和 7 年 12 月 24 日 (最終改正)</u> 航空従事者養成施設指定申請・審査要領 国土交通省航空局安全政策課 第 1 部～第 2 部 (略) 第 3 部 教育規程の記載要領 1. (略) 2. 教育規程の変更 (1) 教育規程の記載事項を変更しようとする場合であって、以下に掲げる場合には航空法施行規則第 50 条の 10 に基づき、教育規程 <u>2 部</u> (変更に係る部分に限る。) 及び第 19 号の 8 様式の教育規程変更申請書を提出し、国土交通大臣の承認を受けること。なお、これらに該当しない場合であって、教育規程の記載事項を変更した場合には、航空法施行規則第 238 条の規定に基づく国土交通大臣への届出が必要となる。 ①～④ (略) (2)～(4) (略) 3. ～6. (略) 第 4 部 指定及び限定変更承認の方法並びに技能審査員の認定 1. 養成施設の指定及び限定変更承認 (1)～(3) (略) (4) CBTA プログラムの実施に係る承認 (略) ① 指定航空従事者養成施設が、既に指定を受けている課程において CBTA プログラムを開始しようとする場合は、航空法施行規則第 50 条の 10 の規定に従い、教育規程 <u>2 部</u> 及び第 19 号の 8 様式の教育規程変更申請書を国土交通大臣あてに提出し、教育規程の変更の承認を受けること。この場合において、CBTA

「航空従事者養成施設指定申請・審査要領」一部改正案 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
CBTAプログラムに係る教育内容、技能審査の方法、CBTAプログラム運用体制その他CBTAプログラムの内容について、本要領及びCBTAプログラム審査要領細則に適合するか審査を行うものとする。なお、当該審査にあたって、CBTAプログラムに関係しない部分に係る基準への適合性及び当該指定航空従事者養成施設の他の課程で既にCBTAプログラムを実施している場合における課程間で共通する事項については審査を省略することができるものとする。 ②～③ (略) (5) CBTAプログラム実施の取りやめに係る承認 CBTAプログラムを実施している指定航空従事者養成施設の課程について、CBTAプログラムの実施を取りやめ、CBTAプログラムによらない教育を実施しようとする場合には、航空法施行規則第50条の10の規定に従い、教育規程 <u>（削る）</u> 及び第19号の8様式の教育規程変更申請書を国土交通大臣に提出し、承認を受けること。 (6) 整備士に係る能力ベース教育プログラムの実施に係る承認 (略) ① 指定養成施設が、既に指定を受けている課程において整備士に係る能力ベース教育プログラムを開始しようとする場合は、航空法施行規則第50条の10の規定に従い、教育規程 <u>（削る）</u> 及び第19号の8様式の教育規程変更申請書を国土交通大臣あてに提出し、教育規程の変更の承認を受けること。この場合において、整備士に係る能力ベース教育プログラムに係る教育内容、技能審査の方法、整備士に係る能力ベース教育プログラムの運用体制その他の整備士に係る能力ベース教育プログラムの内容について、本要領及び整備士に係る能力ベース教育プログラムの審査要領細則に適合するか審査を行うものとする。なお、当該審査にあたって、整備士に係る能力ベース教育プログラムに関係しない部分に係る基準への適合性及び当該指定養成施設の他の課程で既に整備士に係る能力ベース教育プログラムを実施している場合における課程間で共通する事項については審査を省略することができるものとする。 ②～③ (略) (7) 整備士に係る能力ベース教育プログラムの実施の取りやめに係る承認 整備士に係る能力ベース教育プログラムを実施している指定養成施設の課程に	プログラムに係る教育内容、技能審査の方法、CBTAプログラム運用体制その他CBTAプログラムの内容について、本要領及びCBTAプログラム審査要領細則に適合するか審査を行うものとする。なお、当該審査にあたって、CBTAプログラムに関係しない部分に係る基準への適合性及び当該指定航空従事者養成施設の他の課程で既にCBTAプログラムを実施している場合における課程間で共通する事項については審査を省略することができるものとする。 ②～③ (略) (5) CBTAプログラム実施の取りやめに係る承認 CBTAプログラムを実施している指定航空従事者養成施設の課程について、CBTAプログラムの実施を取りやめ、CBTAプログラムによらない教育を実施しようとする場合には、航空法施行規則第50条の10の規定に従い、教育規程 <u>2部</u> 及び第19号の8様式の教育規程変更申請書を国土交通大臣に提出し、承認を受けること。 (6) 整備士に係る能力ベース教育プログラムの実施に係る承認 (略) ① 指定養成施設が、既に指定を受けている課程において整備士に係る能力ベース教育プログラムを開始しようとする場合は、航空法施行規則第50条の10の規定に従い、教育規程 <u>2部</u> 及び第19号の8様式の教育規程変更申請書を国土交通大臣あてに提出し、教育規程の変更の承認を受けること。この場合において、整備士に係る能力ベース教育プログラムに係る教育内容、技能審査の方法、整備士に係る能力ベース教育プログラムの運用体制その他の整備士に係る能力ベース教育プログラムの内容について、本要領及び整備士に係る能力ベース教育プログラムの審査要領細則に適合するか審査を行うものとする。なお、当該審査にあたって、整備士に係る能力ベース教育プログラムに関係しない部分に係る基準への適合性及び当該指定養成施設の他の課程で既に整備士に係る能力ベース教育プログラムを実施している場合における課程間で共通する事項については審査を省略することができるものとする。 ②～③ (略) (7) 整備士に係る能力ベース教育プログラムの実施の取りやめに係る承認 整備士に係る能力ベース教育プログラムを実施している指定養成施設の課程に

「航空従事者養成施設指定申請・審査要領」一部改正案 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
ついて、整備士に係る能力ベース教育プログラムの実施を取りやめ、整備士に係る能力ベース教育プログラムによらない教育を実施しようとする場合には、航空法施行規則第50条の10の規定に従い、教育規程 <u>(削る)</u> 及び第19号の8様式の教育規程変更申請書を国土交通大臣に提出し、承認を受けること。 (8)～(10) (略) <u>(削る)</u> (11) 審査の結果、指定又は承認を行わない場合は、不指定通知書（第4号様式）又は不承認通知書（第5号様式）をもって申請者に通知するものとする。 2. ～6. (略) 第5部～第18部 (略) 様式 (略)	ついて、整備士に係る能力ベース教育プログラムの実施を取りやめ、整備士に係る能力ベース教育プログラムによらない教育を実施しようとする場合には、航空法施行規則第50条の10の規定に従い、教育規程 <u>2部</u> 及び第19号の8様式の教育規程変更申請書を国土交通大臣に提出し、承認を受けること。 (8)～(10) (略) <u>(11) 申請書に添付された教育規程のうち一部は、航空従事者養成施設指定書又は限定変更承認書の交付にあわせて返却するものとする。</u> (12) 審査の結果、指定又は承認を行わない場合は、不指定通知書（第4号様式）又は不承認通知書（第5号様式）をもって申請者に通知するものとする。 2. ～6. (略) 第5部～第18部 (略) 様式 (略)

附則(令和8年6月30日付け国空安政第742号)

この要領は、令和8年7月1日から施行する。